

慶弔に関する規定

平成16年(2004年)4月25日決定
山口県吹奏楽連盟

1. 役員の退任時には、記念品料を贈る。金額は次の通りとする。

(単位：円)

役職名	2年以内	2年以上について
理事長	50,000	在職1年につき5,000円を加算する。
副理事長	20,000	在職1年につき2,000円を加算する。
事務局長	30,000	在職1年につき3,000円を加算する。
事務局次長	10,000	在職1年につき1,000円を加算する。
事務局員	5,000	在職1年につき500円を加算する。

常任理事及び監事については、当面の間これを贈らない。

2. 全日本吹奏楽連盟、中国吹奏楽連盟、他会員連盟及び関係団体の祝い事に対し、祝儀または祝電を贈ることができる。
3. 現職の県役員が死亡した時は、香典10,000円と花輪または生花を贈る。
4. 県役員の配偶者、直系一親等（父母及び子供）が死亡した時は、香典5,000円と花輪または生花を贈る。
5. 元役員が死亡した時は、弔電を贈る。
6. その他に慶事または弔事が起こった時は、理事長が判断し対処する。
7. この規定は、常任理事会の議決により改定することができる。